

(別紙)

クラウドファンディングを活用した復興支援事業 仕様書

1 業務内容

(1) 広報資材の作成、送付

本事業の周知のための広報資材を作成し、別途当センターが指示する箇所、部数を郵送等により納品すること。

① チラシ

ア 仕様 2ページ（両面刷り、カラー刷り）、A4判、再生コート紙

イ 部数 7,000部

ウ 完成期限 令和8年4月30日（木）

② 冊子（成果報告書）

ア 仕様 30ページ（表紙及び裏表紙込み、両面刷り、カラー刷り）、A3判（2つ折り）、再生コート紙、中とじ

イ 部数 200部

ウ 構成内容

（ア）表紙（1ページ）

（イ）本事業の紹介、制度内容（2～5ページ）

（ウ）クラウドファンディングを成功させるためのコツ（6～9ページ）

（エ）個別のプロジェクトの紹介、実行者及びサポーターへのインタビュー内容など（10～29ページ）

※1プロジェクトあたり2ページの構成とし、10プロジェクト掲載

（オ）裏表紙（30ページ）

エ 完成期限 令和9年3月31日（水）

(2) 説明会の開催

本事業の周知、クラウドファンディングの進め方や参考となる事例の紹介などを目的とした説明会を開催すること。開催にあたり、説明会の企画・構成、資料の作成、認定事業者との調整、参加者の申込受付、説明会終了後の参加者アンケートなどを実施すること。

① 開催回数 少なくとも年8回開催することとし、うち半分以上は対面形式で開催すること。

② 時間 1回あたり90分程度とすること。

③ 構成案

ア クラウドファンディングの仕組み、特徴、成功に向けたコツ

イ 本事業の概要

ウ プロジェクト実行者による体験談

エ プラットフォームやサポーターの紹介、説明

(3) 専門的な助言やアドバイスの実施

目標調達金額、募集期間やリターンの設定、事業内容への助言などの具体の相談を希望する者に対し、助言やアドバイスを実施すること。できるだけ対面が望ましいが、オンラインでの実施も可とする。

① 回 数 40件（想定）

② 報告事項 相談内容についてまとめた報告書（様式任意）を作成し、相談日から1週間以内に当センターに提出すること。

③ その他 必要に応じて当センターも同席する場合がある。

(4) 認定事業者との連絡調整

認定事業者との連絡調整により、相談希望者や助成対象の可能性のあるプロジェクトの把握、助成金の申請の促進などに努めること。

(5) その他、本事業の目的達成のために必要な事項

2 業務の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、当センターと密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をしたうえで実施するものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 実施報告書の提出

事業が完了したときは、「1 業務内容」に記載の事項を含む完了報告書（A4判）を作成し、履行期限までに、当センターに提出すること。

5 著作権

(1) 著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、当センターに譲渡すること。

(3) 本業務に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が行うこと。

(4) 本業務により得られる画像や原稿などの成果物については、当センターまたは当センターの承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。

(5) 本業務により得られる成果物は、当センターが行う事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。本契約が終了または解除された場合においても同様とする。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、特許権やその他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。